In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University marge to Osaka Metropolitan University

Title	室町幕府 ： 守護体制下の分国支配構造 ： 細川京兆分国丹波の国を事例に
Author	吉野, 貢
Citation	市大日本史. 12 巻, p.57-85.
Issue Date	2009-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

室町幕府―守護体制下の分国支配構造
―細川京兆家分国丹波国を事例に―

古野　貢

はじめに

本稿の課題は、細川京兆家の分国であった丹波国を対象に、室町幕府―守護体制下における守護の分国支配のあり方と、その後の変質の意義について検討することにある。

現在の中世後期政治権力研究は、畿内地域を中心とする室町幕府―守護体制論、守護権力論と、それ以外の地域を対象とする戦国期大名権力論に分かれている状況がある。もちろんこのような研究状況に対する批判や、対案となりうる議論は提示されているが[1]、両者が具体的に切り結んだ議論が展開されているとは言い難い。この状況を打破する方法のひとつは、対象とする権力や地域のあり方やその変質の実態を丁寧に跡づけ、他と比較対照するための素材を準備することである。本稿が細川氏分国丹波国を対象とする理由はここにある。

筆者はこれまで、細川氏の権力構造について検討してきた[2]。庶流守護家では和泉国や備中国を対象としたが、特に細川氏を特質付ける京兆家については、摂津国を対象として検討を加えた。細川氏は南北朝期以降、郡ごとに分割されていた守護権限を一五世紀中葉までに少しずつ獲得することで、西国から京都（幕府）に向かう経済・流通拠点やルートが所在する摂津国を把握した。このことが細川氏の権力的な源泉となったのである。しかし細川氏は一五世紀末期から一六世紀前半にかけての内部分裂によって没落し、あわせて室町幕府体制の解体に道筋をつけることになる。この細川氏の没落と幕府体制解体の過程は、内部分裂にかかわった内衆の没落と、摂津国人の権力への直接編成に整理できる。

しかし、細川氏分国（特に惣領家である京兆家分国）は摂津国以外にも多数存在し、摂津国の事例のみで細川氏の分国支配の固有性と変質過程を論じることはできない。むしろ一五世紀後半から一六世紀にかけて、細川氏を含み込む畿内政治状況は、丹波国に関係を持つ諸勢力の動向に大きな影響を受けている。以前の検討ではこの丹波国について触れることができなかった。よって本稿では丹波国を対象とし、細川

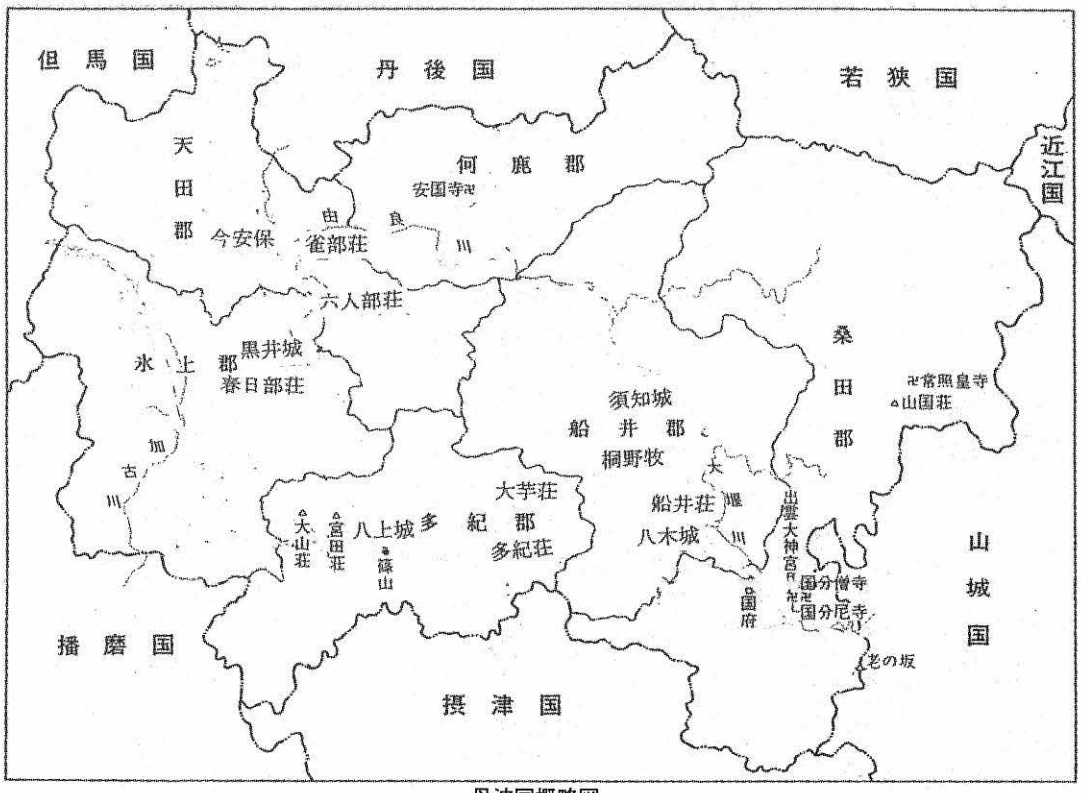

丹波国概略図

氏が守護であった時期を中心としながら、幕府―守護体制、守護権との関わりに注意して検討を加えることにする。

これまで中世後期以降の丹波国を対象とした研究としては、内藤氏や上原氏といった細川氏内衆を扱った横尾国和氏の一連の仕事[3]や、丹波国内で活動した諸勢力について検討した細見末雄氏の研究[4]があり、また、丹波国に存在した城郭研究[5]や守護所研究[6]も進展している。さらに近年刊行された自治体史は、通史的視野をもって丹波国内の地域像を描き出している[7]。どれも重要な研究であるが、しかしこれらはいずれも対象とする内衆や国人、城郭や守護所といった固有の課題に焦点をあてており、丹波国を対象として室町幕府―守護体制下における守護の分国支配のあり方と、その後の変質の意義について検討するという課題に応えきれている訳ではない。

よって本稿は、先の課題に応えるため、丹波国の守護支配のあり方とその変質について、守護権とのかかわりという点から検討を加える。細川氏が丹波守護となるのは明徳二年（一三九一）であるが、それ以後の細川氏による丹波支配に大きな影響をもたらす点があることから、南北朝期以降の守護、守護代などの動静から説き起こし、細川氏が丹波守護としての機能を失うと考えられる天文年間までを対象に検討を加える。

一　丹波国の分国支配構造

本章では、室町幕府―守護体制のもとでの丹波国の分国支配構造に

ついて、南北朝期ならびに、細川氏が丹波守護となって以降の変遷とその構造について整理する。

(1) 南北朝期の様相

南北朝期の丹波守護と守護代の事跡にかかわる事例を表1にまとめた。室町幕府―守護体制における分国支配構造の変遷や構造を検出する指標にはさまざまなものがあるが、ここでは守護・守護代として、守護権にもとづく権限行使と見なされるもの（段銭賦課権や軍勢催促権など）の行使状況から判断した。

まず建武三年（一三三六）二月に仁木頼章が守護として確認できる。新田義貞討伐のための和智片山人々御中宛軍勢催促の奉書が、仁木頼章が丹波守護であることを示す初見である（表1―1。以下表1の番号のみ）。仁木頼章は、建武四年（一三三七）正月の片山彦五郎宛感状（4）や、同年三月の久下重基宛感状（5）などから、船井郡（片山氏）・氷上郡（久下氏）などに根拠を持つ国人を支配下に置くことに成功しているといえる。また同年一〇月には、久下重基が天田郡和久城合戦で挙げた軍忠に対し、荻野彦六郎が検知役として関わっていることがわかる（10）。久下氏と並び、荻野氏も氷上郡で有力な存在であったことが判明する。その後建武五年（一三三八）や暦応四年（一三四一）の波々伯部保の違乱停止を命じた仁木頼章宛足利直義御教書案（12・13）や、同年の氷上郡葛野荘年貢抑留停止を求める仁木頼章宛幕府足利直義御教書案（17）などの存在から、仁木頼章が守護として活動していたことが確認できる。

ところで同時期、丹波には、丹後守護上杉朝定の関与も確認できる。たとえば建武三年（一三三六）の何鹿郡八田郷上村の上杉朝定寄進状（2）や康永元年（一三四二）の天田郡夜久野郷今西村の打渡状（19）である。南北朝期初めの同時期に、仁木頼章と上杉朝定が同じ丹波国において守護権限を行使していたことについては、郡ごとの守護権限分割を想定する必要がある。[8] この時期の丹波守護について整理した今谷明氏は、丹後守護上杉朝定は丹後国に南接する丹波国何鹿・天田二郡において、仁木頼章は桑田・多紀・船井・氷上の四郡において守護権限を行使していたとする。そしてこの郡ごとの分割支配は、仁木頼章に代わって丹波守護となる山名時氏が貞和二年（一三四四）に天田郡雀部荘の遵行を行っていることから（24）、この段階で一国単位での守護権限行使に転化したと考えられる。

仁木頼章が丹波守護であったのは康永二年（一三四三）一一月までと考えられる。それは『祇園執行日記』同月二四日条に「宮仕（中略）下丹波、荻野源太成御敵之間、当国動乱之間」とあり、さらに同年一二月二日条に「丹波守護職事、荻野彦六企隠謀之間、仁木殿上表、仍山名豆州（時氏）被補」とみえるからである。仁木頼章の守護代であった荻野彦六（朝忠）が謀叛したことで頼章が更迭され、代わりに山名時氏が補任されたことが判明する。それまで仁木氏の守護代として活動していた荻野朝忠の謀叛が、いかなる背景や理由によって引き起こされたのかについては判然としない。[9]

	年号	西暦	月	日	差　出	宛　先	書状種類	内　　容	典　拠
45	延文 4	1359	5	20				大山荘年貢算用(→山岸)	教王護国寺文書
46	延文 5	1360	3	12	足利義詮	仁木頼夏	御教書	天田郡雀部荘・桑田神戸田濫妨停止	東文書
47	延文 5	1360	10	3	仁木頼夏	中津川次郎	書下	桑田郡小林寺預置	遠山文書
48	康安元	1361	9	26				今日丹州守護仁木三郎(義尹)下国	後愚昧記
49	康安元	1361	10	5	足利義詮	仁木義尹	御教書	雀部荘安堵	松尾神社文書
50	康安 2	1362	9	10	仁木義尹		請文	吉富新荘支状を進覧	神護寺文書
51	貞治 2	1363	1	28	足利義詮	仁木義尹	御教書	多紀郡大芋社下司公文職沙汰付	土佐文書
52	貞治 3	1364	3	16				山名中務少輔(氏冬)上洛、丹州守護職以下自元知行無相違	後愚昧記
53	貞治 3	1364	3	20	足利義詮	山名時氏	御教書	桑田郡国分寺地頭職濫妨停止	井上泰輔氏所蔵文書
54	貞治 3	1364	4		三宝院雑掌		言上状	守護于時山名京兆御遵行之間	三宝院文書　5 4
55	貞治 3	1364	6	7				自丹波国今安保飛脚到来、是当守護代小林本所領半済之由令申之処	師守記
56	貞治 3	1364	7	2	足利義詮	山名時氏	御教書	丹波国国分寺地頭職濫妨停止	井上泰輔氏所蔵文書
57	貞治 4	1365	4	29	足利義詮	山名時氏	御教書	桑田郡弓削荘年貢材木違乱停止	天竜寺重書案
58	貞治 4	1365	10	7	山名時氏	小林左近将監	遵行状	丹波今林荘等	保坂潤治氏所蔵文書
59	貞治 5	1366	10	5	足利義詮	山名時氏	御教書	天田郡河口荘蓮台寺分寄進	三宝院文書　2
60	貞治 5	1366	12	23	足利義詮	山名時氏	御教書	春日部荘中山村還付	安国寺文書
61	応安 2	1369	10	5	幕府	山名時氏	幕府奉書	荻野出羽入道押領の夜久郷今西村などの濫妨停止	安国寺文書
62	応安 2	1369	11	2	山名時氏	小林左近将監	遵行状	大山荘半済返付	東寺百合文書　り
63	応安 3	1370	4	6	幕府	山名時氏	幕府御教書	春日部荘・夜久郷濫妨停止	安国寺文書
64	応安 4	1371	10	17	幕府	山名氏清	幕府御教書	丹波石田本荘濫妨停止	吉田家日記
65	応安 4	1371	11	1	幕府	山名氏清	幕府御教書	多紀郡味間勅旨田押妨	吉田家日記
66	応安 6	1373	12	19	幕府	山名氏清	幕府御教書	夜久郷内今西村施行	安国寺文書
67	康暦 2	1380	3	18	幕府	山名氏清	幕府御教書	大山荘役夫工米免除	東寺百合文書　に
68	康暦 2	1380	3	27	幕府	山名氏清	幕府御教書	春日部荘半済免除	安国寺文書
69	康暦 2	1380	9	12	幕府	山名氏清	幕府御教書	丹波国国分寺地頭職返付	雨森善四郎氏所蔵文書
70	康暦 2	1380	12	22	幕府	山名氏清	幕府御教書	大山荘濫妨停止	東寺百合文書　に
71	永徳 2	1382	3	12	幕府	山名氏清	幕府御教書	丹波所々仁和寺領半済停止	千種文書
72	永徳 2	1382	8	6	幕府	山名氏清	幕府御教書	大山荘濫妨停止	東寺百合文書　に
73	永徳 2	1382	8	6	幕府	山名氏清	幕府御教書	丹波所々仁和寺領遵行沙汰	仁和寺文書
74	永徳 2	1382	11	13	幕府	山名氏清	幕府御教書	大山荘役夫工米免除	東寺百合文書　ヒ
75	永徳 3	1383	2	6	幕府	山名氏清	幕府御教書	仁和寺領丹波弥勒寺別院内寺村加納停止	仁和寺文書
76	永徳 3	1383	5	28	幕府	山名氏清	幕府御教書	春日部荘重施行	安国寺文書
77	永徳 3	1383	7	25	幕府	山名氏清	幕府御教書	大山荘濫妨停止	東寺百合文書　イ
78	永徳 3	1383	9	23	幕府	山名氏清	幕府御教書	桑田郡隼人保濫妨停止	宮内庁壬生家文書
79	至徳元	1384	10	29	幕府	山名氏清	幕府御教書	波々伯部保濫妨停止	八坂神社文書
80	至徳 2	1385	7	24	幕府	山名氏清	幕府御教書	波々伯部保濫妨停止	八坂神社文書
81	至徳 3	1386	1	20				大山荘算用状	東寺百合文書　に
82	至徳 3	1386	3	14	幕府	山名氏清	幕府御教書	波々伯部保濫妨停止	八坂神社文書
83	至徳 3	1386	6	5	山名氏清	小林上野介	書下	雀部荘・桑田神戸田濫妨停止	東文書
84	至徳 3	1386	9	26	幕府	山名氏清	幕府御教書	弥勒寺別院内寺村加納停止	仁和寺文書
85	至徳 3	1386	10	16	幕府	山名氏清	幕府御教書	弥勒寺別院内寺村加納停止	仁和寺文書
86	康応元	1389	11	12	幕府	山名氏清	幕府御教書	桑田郡佐伯篠村荘濫妨停止	三宝院文書　1 3
87	明徳 2	1391	11	10	山名氏清	小林上野介	遵行状	隼人保	壬生家文書

表1　南北朝期の丹波守護と守護代の事跡

	年号	西暦	月	日	差出	宛先	書状種類	内容	典拠
1	建武3	1336	2	3	仁木頼章	和智片山人々中	奉書	新田義貞討伐の軍勢催促	片山文書
2	建武3	1336	2	9	上杉朝定	光福寺長老	寄進状	何鹿郡八田郷上村	安国寺文書
3	建武3	1336	8	29	仁木頼章	片山高親	軍忠状	今月12日峯堂一城戸警固	片山文書
4	建武4	1337	1	5	仁木頼章	片山彦五郎	感状		片山文書
5	建武4	1337	3	5	仁木頼章	久下重基	感状		久下文書
6	建武4	1337	3	15	仁木頼章	片山彦三郎	軍忠状		片山文書
7	建武4	1337	6	5	仁木頼章	片山高親	軍忠状		片山文書
8	建武4	1337	7	29	仁木頼章	片山高親	軍忠状	天田郡土師河原合戦	片山文書
9	建武4	1337	8	23	仁木頼章	高師直	書状案	多紀郡波々伯部保	祇園宝寿院古文書録
10	建武4	1337	10		仁木頼章	久下重基	軍忠状	天田郡和久城合戦（荻野彦六令検知）	久下文書
11	建武5	1338	2	1	仁木頼章	片山高親	軍忠状	天田郡和久城合戦（荻野彦六令検知）	片山文書
12	建武5	1338	8	9	足利直義	仁木頼章	御教書案	波々伯部保違乱停止	八坂神社文書
13	暦応2	1339	7		仁木頼章	久下重基	軍忠状	6月2日和久城発向など	久下文書
14	暦応2	1339	7		仁木頼章	片山高親	軍忠状	建武4年絹見城発向など	片山文書
15	暦応2	1339	8	4		仁木頼章	幕府奉書	桑田郡吉富本新荘乱妨停止	神護寺文書
16	暦応4	1341	4	1	足利直義	仁木頼章	御教書	波々伯部保徴発停止	八坂神社文書
17	暦応4	1341	7	29		仁木頼章	幕府奉書	氷上郡葛野荘年貢抑留停止	曇花院殿古文書
18	暦応4	1341	12	9			後光厳院宣	荻野彦六被官濫妨狼藉停止	和泉神社文書
19	康永元	1342	10	5	上杉朝定	備後八郎	書下	天田郡夜久野郷今西村打渡	安国寺文書
20	康永2	1343	12	11				丹波新守護代小林左京亮	祇園執行日記
21	康永3	1344	3	27	山名時氏	俣野中務丞	書状	高山寺城での軍忠	尊経閣古文書纂
22	貞和2	1346	5	6	幕府	山名時氏	幕府奉書	氷上郡葛野荘下司追補	東寺百合文書　京
23	貞和2	1346	7	3	山名時氏		請文	氷上郡小椋荘打渡	大石寺文書
24	貞和2	1346	9	13	山名時氏		請文	天田郡雀部荘打渡	松尾神社文書
25	貞和4	1348	10		山名時氏	片山貞親	軍忠状		片山文書
26	貞和4	1348	11	10	山名時氏	小林左京亮	遵行状案	丹波黒岡光久の渡付	醍醐寺文書　23上
27	観応2	1351	4	29	小林重長	庁鼻和次郎左衛門尉	遵行状	氷上郡三和勅旨田沙汰付	仁和寺文書
28	観応2	1351	4		山名時氏	中津川秀家	軍忠状		遠山文書
29	観応2	1351	8	13	足利義詮	仁木頼章	御教書	吉富本新荘返付	神護寺文書
30	観応2	1351	8	16	足利義詮	仁木頼章	御教書	吉富本新荘返付	武家手鑑
31	観応2	1351	11	6	足利義詮	仁木頼章	御教書	桑田郡篠村・佐伯荘園など返付	三宝院文書　2
32	正平6	1351	11	10	足利義詮	仁木頼章	御教書	氷上郡春日部荘中山村濫妨停止	安国寺文書
33	正平7	1352	②	15				抑武家宰相中将鬱陶、是丹波国守護（代脱）被追落	園太暦
34	観応3	1352	8		荻野朝忠	中津川秀家	軍忠状		遠山文書
35	観応3	1352	11	3	足利尊氏	仁木頼章	御教書	篠村佐伯荘など遵行難渋	三宝院文書　2
36	観応3	1352	11	12	足利尊氏	仁木頼章	御教書	篠村佐伯荘など遵行難渋	三宝院文書　2
37	文和元	1352	11	20	荻野朝忠	中津川秀家	軍忠状		遠山文書
38	文和元	1352	11		荻野朝忠	片山貞親	軍忠状		片山文書
39	文和元	1352	12	6	荻野朝忠		請文	中津川秀家の軍忠を挙げる	遠山文書
40	文和2	1353	9	5	足利義詮	仁木頼章	御教書	於丹州致忠節之由荻野尾張守朝忠所注申也	遠山文書
41	文和3	1354	8	11	幕府	仁木頼章	幕府奉書	吉富新荘の濫妨停止など	京大所蔵文書
42	文和5	1356	2	22				大山荘年貢算用（→山岸）	教王護国寺文書
43	延文3	1358	3	16				大山荘年貢算用（→山岸）	教王護国寺文書
44	延文3	1358	5					大山荘年貢算用（→山岸）	教王護国寺文書

山名時氏については、貞和二年（一三四六）に氷上郡小椋荘（23）や天田郡雀部荘（24）の打渡についての請文がある。それまで分割されていた丹波国内の守護支配を一括して担当した。山名時氏のもとでの守護代は小林国範で、守護の交代にともない、荻野朝忠から交代している。しかし山名時氏は、観応の擾乱で直義方に属したため没落する。そのため丹波守護には観応二年（一三五一）、仁木頼章が還補される。

観応二年（一三五一）八月には、内藤定光が濫妨した吉富本新荘の返付を足利義詮が仁木頼章へ命じている（29・30）。同様の例は同年一一月の桑田郡篠村などの返付（31）や氷上郡春日部荘中山村の濫妨停止（32）でも確認できる。しかしこの正平六年（観応二年・一三五一）一一月以降、足利義詮の御教書の宛名が仁木頼章を示す兵部大輔ではなく、「当国守護」などとなること、またこの時期頼章は足利尊氏に従い、東国に下向し、文和二年（一三五三）まで武蔵国守護であることなどから、頼章が実際に丹波守護を務めていたことは確認出来なくなる。

この時期の丹波守護は高師詮と考えられる。これは『園太暦』文和二年六月九日条に「今日荻野相具丹波守護武蔵将監（高師詮）自長坂入京」とあることから判明する。師詮は文和元年八月から丹後守護であったため、隣国丹波の守護職を兼帯したと考えられる。また師詮期の守護代は荻野朝忠である。

高師詮は先の上洛直後、南朝方の山名時氏との戦いで敗れ、戦死する。これにより、三たび仁木頼章が丹波守護に復帰する。このことは、文和三年（一三五四）の吉富新荘に対する波々伯部源二・海老名七郎太郎等の濫妨停止を命じる御教書（41）の存在などから確認できる。仁木頼章は延文四年（一三五九）に一〇月に死亡するが[10]、それまで丹波守護職にあった。頼章の後は延文五年、猶子頼夏に天田郡雀部荘や桑田郡神戸田の濫妨停止の義詮御教書（46）などが宛てられたことから、頼章の跡は頼夏が守護職を安堵されたと考えられる。さらに康安元年（一三六一）になると、仁木義尹が跡を襲う。それは『後愚昧記』同年九月二六日条に「今日丹州守護仁木三郎（義尹）下国」とあることや、同年一〇月の雀部荘の濫妨停止の御教書が義尹に宛てられていること（49）などから明らかである。以後仁木義尹は、貞治二年（一三六三）まで、丹波守護を務めていたことが判明する。

貞治二年、南朝方として山陰地域を勢力下に置いていた山名時氏が幕府に帰参した。これにより、丹波国守護職が仁木氏と山名氏とのあいだで争奪されたが、その結果、山名氏が勝利し、丹波守護に還補された。貞治三年（一三六四）には早速桑田郡国分寺地頭職の濫妨停止の義詮御教書が山名時氏宛に出されている（53）。この時時氏はまだ美作国に在国しており、遵行は息氏冬が行っている。その後上洛した時氏は、「因幡伯耆の外丹波丹後美作五箇国守護職ヲ充行ハレケレハ（中略）時氏父子ノ栄花時ナラヌ春ヲ得タリ」[11]と記されるように、複数の分国を保持することとなった。こののち、貞治四年（一三六五）の桑田郡弓削荘年貢材木の違乱停止の義詮御教書（57）や、応安二年（一三六九）に荻野出羽入道の夜久郷今西村・春日部荘中山村への押領停止を命じた御教書（61）などを見出すことができる。時氏は応安四年（一三七一）

に死去し、跡は氏清が継いだ。

山名氏清は、応安四年の多紀郡味間勅旨田への中沢一族の押妨停止の幕府御教書案（65）や、同六年（一三七三）の夜久郷内今西村の施行にかかわる幕府御教書（66）などをはじめとし、康暦二年（一三八〇）の大山荘役夫工米免除（67）や永徳三年（一三八三）の春日部荘の重施行（76）、至徳三年（一三八六）の波々伯部保の濫妨停止（82）や、康応元年（一三八九）の桑田郡佐伯篠村荘の濫妨停止（86）などを命じられている。そして隼人保に対する守護代小林上野介への遵行状（87）にかかる明徳二年（一三九一）まで丹波守護としての事跡を認めることができる。

以上、南北朝期の丹波守護職は、おおむね仁木氏と山名氏による争奪が繰り返されるという経緯をたどった。何鹿・天田二郡と桑田・多紀・船井・氷上の四郡に国内を分割して複数の守護を立てたこともあったが、貞和二年（一三四六）の山名時氏以降、一国単位で守護が補任されることになった。また守護代は、仁木氏が守護の時は荻野氏、山名氏が守護の時は小林氏という国人が務めている。守護の変遷により在地国人の登用が変更される段階であったことが判明する。南北朝期の不安定な政治状況のもと、有力な在地国人を守護代とすることで、少しでも安定的な分国経営を追求しようとした南北朝期守護の対応を見て取ることができる。

（2）細川氏守護以後の様相

明徳二年（一三九一）、畿内と山陰地方に一一カ国の分国を保持していた山名氏清は、幕府に対し明徳の乱を起こして敗れ、没落する。その後山名分国は他の守護に配分されることになるが、丹波国を獲得したのは細川氏であった。

以下本節では、丹波国守護職を得た細川氏の分国支配構造について検討する。

1，細川氏の権力構造

『大乗院寺社雑事記』応永三二年（一四二五）の奥書に、

明徳二年十二月廿八日山名奥州氏清打死、

同三年正月四日後闕国共被仰付大名（中略）

丹波国細川右京大夫頼元

とあって、明徳三年（一三九二）細川頼元が山名氏清の敗死にともない、丹波守護に補任されたことが記されている。このことは、頼元が隼人保渡付に関わる書下を守護代小笠原成明に充てていることからも実態として裏付けられる（表2―1）。細川氏（京兆家）は、すでに永徳年間（一三八一～八四）に摂津国の一部の守護職を確保し、その後一五世紀中葉にかけて有馬郡を除く摂津国全域の守護となる。摂津国とあわせ、丹波守護に補任されたことによって、細川氏は、室町幕府―守護体制において、経済・情報・流通などの面で最有力な存在となる条件を整えることに成功した。それは西国から山陰・山陽地域を経て京都を目指す文物・情報・軍勢・人員などは、かならず細川氏分国を通過しなければならず、当時の首都である京都への西の入口を押さえることになるからである。この条件をもとに、頼元以降、京兆家当主が丹波守

護職を一六世紀中葉の天文末年まで確保することになる。

南北朝期から一五世紀中葉頃までの細川氏の権力構造を、小川信氏は「同族連合体制」[12]と措定した。これは室町幕府―守護体制のなかで他の守護に対抗するために、細川惣領家である京兆家を核として、阿波や和泉、備中などの庶流守護家が連合するというものである。畠山氏など他の守護とちがって、一五世紀中葉頃まで細川氏が内部分裂を起こさず、幕府―守護体制内での地位や立場を維持しえたのは、この体制によるものと考えられる。しかし小川氏の「同族連合体制」論は、一五世紀中葉以降については見通しているに過ぎず、社会の変化などに対応するために異なる論理での説明が必要である。

こうした点に応えたのが今谷明氏の「京兆専制」論[13]である。応仁文明の乱以降、室町幕府の中枢に位置した細川氏（京兆家）が、幕府機能を壟断することで専制体制を確立し、実質的に幕府機能を担ったとするもので、畿内政治構造を考えるうえでの通説的位置を占めた。「京兆専制」論は、それまで概念化されていなかった一五世紀中葉以降の政治権力の概念的理解を示した点で重要である。しかし「京兆専制」論に対しては、将軍をはじめ、他の守護や幕府奉公衆などの独自の機能を重視するべきとの批判[14]や、同時期の大名権力との関連づけを欠いているとの批判[15]がある。また「京兆専制」論は、専制体制を築くに至った（とされる）細川氏固有の権力構造を必ずしも明示していない。こうした検討は、将軍や他の守護、幕府奉公衆など、当該期の諸勢力との関係を検討するうえで、必要不可欠であろう。

このような観点から、筆者は特に一五世紀中葉以降の細川氏権力の構造について検討し、これを「京兆家―内衆体制」として概念化[16]した。細川氏は、「同族連合体制」のもと、室町幕府内で他の守護と対抗していた。そこに嘉吉の乱（一四四一）によって将軍が一時不在となる状況が生まれた。各守護は幕府内での主導権をめぐって争い、遂に応仁文明の乱に帰結する。これは将軍不在の幕府の主導権をめぐって、守護同士が細川方（東軍）と山名方（西軍）に系列化したことによるものである。応仁文明の乱の最中、当時の細川氏惣領（京兆）勝元が死亡する。この時家督を嗣いだのが嫡子政元で、当時七歳とされている。山名方（西軍）との戦いのさなか、惣領を失った細川氏にとっては危機的状況である。この危機への対応として構築されたのが「京兆家―内衆体制」である。この体制は、一五世紀中葉までに形成された「同族連合体制」を基盤とし、細川氏一族の結集を強化することを目的とした。そのために利用されたのが内衆である。内衆とは主人に近侍する被官のことで、細川惣領家（京兆）と被官関係を持ち、庶流守護家の分国に派遣されて守護代や郡代、荘園代官や都市代官、諸種の奉行を務めたりした。内衆の多くは、南北朝期、足利尊氏に随った細川頼之が西国に下り、その後上洛する際に通過した備後から摂津に至る諸国、あるいは南北朝内乱後支配するようになった四国（讃岐や伊予など）において被官化した者たちである。内衆たちはそれぞれ自らの本拠を細川氏分国内に持ち（多くが四国や備中など）、いくつかの家に分かれ、それぞれが別々の庶流守護家で役割を果たす。このように、内衆が各分国に

表２　細川氏守護補任以後の丹波守護と守護代の事跡

番号	年号	西暦	月	日	差　出	宛　先	文書種類	内　容	典　拠
1	明徳3	1392	11	7	細川頼元	小笠原成明	書下	隼人保渡付	宮内庁壬生家文書
2	明徳3	1392	12	30	細川頼元	小笠原成明	書下	桑田寺・三戸・八田・黒岡宛行	秋田藩採集古文書
3	明徳4	1393	6	25	細川頼元	小笠原成明	遵行状	丹波法音寺安堵	筑波大学北野文書
4	明徳4	1393	7	24	小笠原成明	小笠原次郎九郎	遵行状	丹波国分寺領半分安堵	雨森善四郎氏所蔵文書
5	応永2	1395	12	9	細川頼元	小笠原成明	遵行状	丹波篠村社領多紀郡黒岡一帯の沙汰付	醍醐寺文書　23函
6	応永3	1396	8	17	小笠原成明	小笠原修理亮	遵行状	桑田郡犬甘保沙汰付	尊経閣古文書纂
7	応永3	1396	10	27	小笠原成明	小笠原修理亮	遵行状	篠村荘、佐伯・河内両荘園、黒岡光久の役夫工米免除	醍醐寺文書　23函
8	応永4	1397	12	27	小笠原成明	小笠原蔵人入道	遵行状	大山荘人夫役	東寺百合文書オ、フ
9	応永6	1399	8	25	細川満元	小笠原成明	遵行状	多紀郡三箇北荘半済停止	仁和寺文書　寺領5
10	応永8	1401	6	21	細川満元	細川頼益	遵行状	春日部荘・夜久郷の濫妨停止	安国寺文書
11	応永8	1401	9	5	細川満元	細川頼益	遵行状	天田郡拝師荘大門村宛行	秋田藩採集古文書
12	応永8	1401	12	3	細川満元	細川頼益	遵行状	船井郡世木村守護役免除	佐々木文書
13	応永10	1403	7	5	細川満元	細川頼益	遵行状	桑田郡野口荘内佐伯荘下司職沙汰付	保坂潤治氏所蔵文書
14	応永10	1403	⑩	9	細川満元	細川頼益	遵行状	春日部荘半済免除	安国寺文書
15	応永11	1404	5	23	細川満元	細川頼益	遵行状	拝師荘預所職濫妨停止	秋田藩採集古文書
16	応永12	1405	9	3	細川頼益	田村光忠	書下	波々伯部保打渡	祇園社記続録
17	応永15	1408	10	15	細川頼益	田村光忠	書下	大山荘濫妨停止	東寺百合文書フ
18	応永15	1408	11	27	細川氏奉行人	細川頼益	奉書	多紀郡黒岡村公文職沙汰付	醍醐寺文書　23函上
19	応永16	1409	9	27	細川氏奉行人	細川頼益	奉書	大山荘段銭国済免除	東寺百合文書に
20	応永17	1410	11	16	細川満元	細川頼益	遵行状	多紀郡三箇北荘下司職安堵	千種文書
21	応永17	1410	12	17	細川頼益	田村光忠	書下	大山荘打渡	東寺百合文書ニ
22	応永18	1411	9	2	細川満元	細川頼益	遵行状	多紀郡三箇北荘安堵	千種文書
23	応永19	1412	3	10	細川頼益	田村光忠	書下	大山荘大嘗会段銭免除	東寺百合文書に
24	応永19	1412	12	15	細川満元	細川頼益	遵行状	吉富本新荘勘過	神護寺文書
25	応永21	1414	7	29	幕府奉行人	香西常建	奉書	大山荘即位段銭京済	東寺百合文書に
26	応永23	1416	8	23	香西常建	三上三郎左衛門尉	書下	大山荘仙洞段銭免除	東寺百合文書に
27	応永27	1420	4	19	細川満元	香西常建	遵行状	丹波六人部・弓削・豊富・瓦屋南北各荘の守護役免除	天竜寺重書目録
28	応永29	6	8					細河右京大夫内者香西今日死去云々、丹波国守護代也、六十一云々、	康富記
29	応永32	1425	12	30	細川氏奉行人	香西元資	奉書	大山荘人夫免除	東寺百合文書ネ
30	応永33	1426	6	13	香西元資	籾井民部	遵行状	波々伯部保諸公事免除	早大荻野研究室所蔵文書
31	応永33	1426	7	20	細川満元	香西元資	遵行状	何鹿郡内漢部郷・八田郷上村沙汰付	上杉家文書
32	正長元	1428	7	14	道善（香西元資）	籾井民部	奉書	丹波国主殿保苽持人夫免除	仁和寺文書　寺領6
33	永享2	1430	5	2	道善（香西元資）	籾井民部	奉書	丹波国主殿保粽持人夫催促停止	仁和寺文書　寺領7
34	永享3	1431	7	24				右京大夫申丹波守護代事、申入処此間守護代香西政道以外無正体間、可切諫由被仰了、	満済准后日記
35	永享3	1431	7	24				丹波守護代可為内藤備前入道歟	満済准后日記
36	永享3	1431	7	25				丹波守護代事、早々達上聞畏入云々、	満済准后日記
37	永享4	1432	5		信承（内藤備前入道）	山下五郎左衛門尉・堀某	遵行状	雀部荘・桑田神戸田遵行	松尾神社記録2
38	永享6	1434	10	23	細川持之	内藤備前入道	遵行状	篠村荘惣追捕使職安堵	三宝院文書54
39	永享11	1439	①	26	信承（内藤備前入道）	堀新左衛門尉	書状	天田郡雀部荘園	松尾神社記録2
40	永享12	1440	10	16	飯尾常暹	信承（内藤備前入道）	奉書	船井郡主殿保人夫以下諸役免除	仁和寺文書　寺領7
41	嘉吉元	1441	12	27	細川持之	内藤備前入道	遵行状	丹波国分寺還付	雨森善四郎氏所蔵文書
42	嘉吉3	1443	6	17	細川勝元	内藤之貞	遵行状	大芋社沙汰付	土佐文書
43	嘉吉3	1443	11	22	内藤之貞	産田式部丞	遵行状	大山荘での熊野新宮段銭免除	東寺百合文書に

番号	年号	西暦	月	日	差　出	宛　先	文書種類	内　容	典　拠
85	明応6	1497	10	7	内藤元貞	大嶋越前守	遵行状	桑田郡八田荘内並河村安堵	勧修寺文書3
86	明応9	1500	12	14	幕府奉行人	内藤元貞	奉書	雀部荘安堵	東文書
87	永正2	1505	2	27	斎藤元右	内藤貞正	奉書	船井郡和知下荘宛行	片山文書
88	永正2	1505	5	10	内藤貞正	大槻筑前守	書下	安国寺検断課役免除	安国寺文書
89	永正5	1508	4	3	内藤貞正	出雲神社	書下	出雲神社再興	出雲神社文書
90	永正6	1509	12	23	斎藤貞船	内藤	奉書	船井荘段銭免除	北野社家日記
91	永正11	1514	8	4	幕府奉行人	内藤	奉書	丹波国分寺濫妨停止	土佐文書
92	永正15	1518	7	17	内藤貞正	広戸彦五郎	書下	天田郡下高津観音寺守護役免除	観音寺文書
93	永正17	1520	9	20	内藤国貞	芝分名主百姓中	書下	桑田郡勝林島芝跡沙汰付	雨森善四郎氏所蔵文書
94	永正18	1521	7	14	内藤貞正	行音坊	書状	水原荘濫妨停止	経尋記
95	永正18	1521	7	18	内藤貞正	出雲社神方中	書下	出雲神社社領濫妨停止	出雲神社文書
96	大永5	1525	8	25	飯尾元兼	内藤国貞・中沢越前守・石田四郎兵衛尉	奉書	船井11ヶ村棟別銭免除	筑波大学北野文書
97	大永6	1526	12	20	内藤国貞	大西弥四郎	書状	丹波藤分宛行	雨森善四郎氏所蔵文書
98	大永7	1527	5	19	内藤国貞	大西弥四郎	書状	丹波太田内の宛行	雨森善四郎氏所蔵文書
99	天文2	1533	8	20	細川晴元	片山弾正左衛門尉	書状	軍勢催促：「丹州手遣事申付内藤弾正忠	片山文書
100	天文2	1533	10	13	内藤国貞	長尾蔵介	書下	勝林島公文分寺庵宛行	雨森善四郎氏所蔵文書
101	天文3	1534	8	23	幕府奉行人	内藤	奉書	桐野河内村・桑田郡美濃田保年貢催促	蜷川家古文書24
102	天文5	1536	3	15	内藤国貞	長尾内蔵介	書下	丹波加舎荘・太田村・藤村・勝林島芝分宛行	雨森善四郎氏所蔵文書
103	天文14	1545	7	13	内藤国貞	湯浅五郎兵衛尉ら	書状	桐野・河内・鳥羽・志和賀・世木各村宛行	湯浅文書
104	天文15	1546	9	25	内藤国貞	片山神三郎	書状	丹波塩田村宛行	片山文書
105	天文17	1548	10	13	内藤国貞	大槻長門守	書下	安国寺検断課役免除	安国寺文書
106	天文18	1549	9	14	内藤国貞	片山右近允	書状	船井郡木崎村宛行	片山文書
107	天文23	1554	3	20	細川氏綱	桐村豊前守	書状	内藤への忠節（守護代:松永長頼）	夜久・桐村文書
108	弘治3	1557	2	26	蓬雲軒宗勝（松永長頼）		禁制		安国寺文書
109	永禄2	1559	12	11	蓬雲軒宗勝（松永長頼）	波多野次郎	書状	多紀郡酒井内初田分宛行	諸家文書纂
110	永禄2	1559	12	11	蓬雲軒宗勝（松永長頼）	波多野与兵衛・次郎	書状	多紀郡八上・味間以下安堵	諸家文書纂
111	永禄3	1560	4	18	蓬雲軒宗勝（松永長頼）	久下左近助	書状	氷上郡久下本地分安堵	久下文書
112	永禄3	1560	9		蓬雲軒宗勝（松永長頼）		禁制		金剛心院文書
113	永禄3	1560	12	1	蓬雲軒宗勝（松永長頼）	並河越中守	書下	和知下荘沙汰付	片山文書
114	永禄5	1562	4		蓬雲軒宗勝（松永長頼）		禁制		清涼寺文書
115	永禄8	1565	8					昨日二日於丹波内藤備前守討死云々、翌日三日ニ聞了、松永甚介ト云シ人、其後蓬雲ト申由仁、則霜台ノ弟也	多聞院日記

番号	年号	西暦	月	日	差　出	宛　先	文書種類	内　容	典　拠
44	文安元	1444	4	6				大山荘礼銭入足帳:「守護代内藤下向之時礼銭入足事」	東寺百合文書に
45	文安元	1444	7	21	飯尾常遥	内藤之貞	奉書	多紀郡大芋の内裏段銭京済	地蔵院文書
46	文安元	1444	10	26				丹州摂津両国守護代内藤長塩下向	康富記
47	文安元	1444	12	18	細川氏奉行人	内藤之貞	奉書	大山荘人夫役免除	東寺百合文書に
48	文安2	1445	9	15	内藤之貞	産田式部丞	遵行状	大山荘役夫工米免除	東寺百合文書つ
49	文安3	1446	9	15	内藤之貞	産田式部丞	書下	大山荘御要脚段銭京済	東寺百合文書や
50	文安4	1447	10	26	内藤之貞	産田式部丞	書状	大山荘御要脚段銭重催促	東寺百合文書に
51	文安4	1447	12	24	細川勝元	内藤之貞	遵行状	弓削・豊富・吾雀・瓦屋・六人部各荘の守護役免除	天竜寺重書目録
52	文安5	1448	8	23	内藤之貞	産田式部丞	遵行状	大山荘役夫工米免除	東寺百合文書ゐ
53	宝徳元	1449	9	13				丹波奥郡土一揆蜂起(中略)丹波守護代内藤弾正忠可令下向之由	康富記
54	宝徳3	1451	8	27				丹州今安保守護臨時夫役事(中略)申入細川京兆之処、可申付内藤之由	康富記
55	宝徳4	1452	6	22	飯尾常遥	内藤孫三郎(元貞)	奉書	船井荘11ヶ村并罪人跡返付	北野社家日記
56	長禄元	1457	12	19	矢野常継(勝元奉行人)	内藤元貞	奉書	大山荘の御所造作段銭京済	教王護国寺文書
57	長禄元	1457						大山荘入足注進状:「一貫文守護代内藤方」	東寺百合文書に
58	長禄4	1460	⑨	22	内藤元貞	広戸九郎左衛門尉	書下	安国寺領課役免除・安堵	安国寺文書
59	寛正2	1461	7	25	内藤元貞	丹波六郡郡奉行中	書下	安国寺勧進家別銭催促	安国寺文書
60	寛正5	1464	9	11	細川勝元	内藤元貞	遵行状	氷上郡春日荘内黒井村還付	赤松文書
61	文明元	1469	11	28	細川勝元	内藤元貞	遵行状	多紀郡大芋社渡付	土佐文書
62	文明3	1471	7	26	内藤元貞	産田但馬入道	遵行状	桑田郡吉富荘内神吉村	尊経閣古文書纂
63	文明7	1475	7	25	幕府奉行人	内藤元貞	奉書	桑田郡隼人保濫妨停止	宮内庁壬生家文書
64	文明8	1476	11	2	飯尾家兼	内藤元貞	奉書	船井郡桐野河内村盗人誅伐	蜷川家古文書24
65	文明8	1476	12	2	飯尾家兼	内藤元貞	奉書	桑田郡出雲社修理段銭	出雲神社文書
66	文明9	1477	9	18	飯尾家兼	内藤元貞	奉書	船井郡桐野河内村検断免除	蜷川家古文書24
67	文明11	1479	4	27	内藤元貞	弓庭若狭入道	書下	桑田郡河関村返付	地蔵院文書
68	文明12	1480						丹波に闕所を自細川一宮にくれ候を、守護代内藤不承引候	大乗院寺社雑事記
69	文明12	1480	3	22				丹波国諸方炎上、前守護代内藤被官人企徳政	晴富宿祢記
70	文明14	1482	⑦	3	細川政元	内藤元貞	書状	大山荘濫妨停止	東寺百合文書に
71	文明14	1482	⑦	3	斎藤元右	内藤元貞	奉書	大山荘濫妨停止	東寺百合文書に
72	文明14	1482	12	3	飯尾家兼	物部神六(上原元秀)	奉書	吉富荘内神吉村守護役免除	尊経閣古文書纂
73	文明15	1483	8	25	上原元秀	円通寺方丈	遵行状	氷上郡御油新荘安堵	円通寺文書
74	文明16	1484	12	12				丹波国上林之吉忠番事、守護代物部次郎左衛門尉賢家渡状案文	蔭涼軒日録
75	文明16	1484	12	29	飯尾家兼	物部神六(上原元秀)	奉書	多紀郡大芋社代官職返付	土佐文書
76	文明18	1486	7	23	波多野秀久	物部神六(上原元秀)	奉書	船井郡11ヶ村闕所地返付	北野社家日記
77	文明18	1486	9	16	細川政元	上原元秀	書状	船井郡11ヶ村闕所地返付	北野社家日記
78	長享3	1489	9	27	上原元秀	井上孫五郎	書下	船井郡氷所内愛宕田濫妨停止	北野社家日記
79	延徳元	1489	11	28	上原元秀	船井荘11ヶ村地頭中	書状	国一揆討伐	北野社家日記
80	延徳2	1490	2	29	清　貞昭	上原元秀	奉書	船井荘・氷所・吾雀遵行	北野社家日記
81	明応元	1492	10	28	飯尾家兼	上原元秀	奉書	吾雀西方領半分安堵	北野社家日記
82	明応4	1495	6	19	斎藤元右	上原賢家	奉書	幕府料所桐野牧河内村諸入免沙汰付	蜷川家古文書3
83	明応4	1495	8	17				上原豊前守没落東坂本	大乗院寺社雑事記
84	明応4	1495	8	24				細川自丹波国上洛、守護代事内藤ニ返給了	大乗院寺社雑事記

網の目のように配置されることで、細川氏権力は被官レベルでも強固に結合することが可能となり、他守護との対抗上、優位に立ちうる基盤を形成したといえる。

2，守護・守護代の展開

表2は、細川氏が丹波守護となって以降の守護・守護代の事跡をまとめたものである。まず明徳三年（一三九二）に細川頼元が丹波守護に補任されたとき、守護代を務めたのが小笠原成明である（表2―1。以下表2の番号のみ）。彼は『相国寺供養記』で頼元に従う郎党の一人として見える。[17] 小笠原氏は、小川信氏が比定したように、[18] 鎌倉期に阿波守護を世襲し、その後南北朝期に細川頼之に属した国人である。それが頼元が丹波守護在任時には守護代を務めることになった。小笠原氏はその後細川遠江守（頼益）が守護代となった応永八年（一四〇四）以降、船井郡・桑田郡・多紀郡で又守護代を務めていたことが確認できる（9・12・13）ことから、これらの郡域に根拠を持っていたと考えられる。

丹波守護は応永四年（一三九七）に、頼元から細川満元（頼之弟）に交代するが、守護代が細川遠江守から交代するのは応永二一年（一四一四）である。この時丹波守護代に補任されたのは、香西常建である。香西氏は讃岐出身の国人であり、評定衆の一員でもある。讃岐国も丹波国と同じく京兆家の分国であることから、内衆香西氏が丹波守護代に補任されたのであろう。

香西常健の初見は、応永二一年七月、丹波国大山荘の即位段銭の京済についての香西豊前入道常健宛幕府奉行人奉書である（25）。その後常健は応永二九年まで丹波守護代を務めていた。『康富記』同年六月八日条に「細河右京大夫内者香西今日死去云々、丹波国守護代也、六十一云々」とあって、死去した香西（常健）が丹波守護代であったことがわかる。

この常健の跡を継いだのが香西元資である。それは応永三二年（一四二五）、大山荘人夫を免除する香西元資宛細川満元奉書から判明する（29）。その後元資は翌応永三三年に多紀郡波々伯部保の公事免除の遵行を籾井玄俊に命じたり（30）、満元から何鹿郡内漢部郷・八田郷上村の沙汰付を命じる遵行状（31）を受け取ったりしている。このことから多紀郡・何鹿郡を中心に、丹波守護代として活動している。ところがこの元資は、永享三年（一四三一）、当時の丹波守護細川持之から更迭される。『満済准后日記』同年七月二四日条によれば、「右京大夫申丹波守護代事、申入処此間守護代香西政道以外無正体間、可切諫由被仰了」とあり、在職中の行政に問題があったことがその原因とされている。

元資更迭後、丹波守護代に補任されたのが内藤氏（備前入道）である。先の『満済准后日記』永享三年七月二四日条に、「丹波守護代可為内藤備前入道歟」とある。内藤氏は丹波国人であるともされるが、詳細を確認することはできない。[19] また翌日条には「丹波守護代事、早々達上聞畏入云々」とも記されていることから、守護代の補任は必ずしも守護の専権事項ではなく、将軍の同意が必要とされた。他国でも同様

の対応がなされているのかは明らかではないが、幕府―守護体制において将軍権力が分国支配へ直接的な介入を行う例として指摘できる。

内藤備前入道は、永享四年（一四三二）に雀部荘・桑田神戸田への遵行（37）や同六年の篠村荘惣追捕使職の安堵（38）を行い、永享一二年（一四四〇）には船井郡主殿保の人夫等諸役免除を命じる奉書案（40）を受け取っている。そして嘉吉元年（一四四一）の丹波国分寺の還補を命じる守護持之遵行状（41）を最後に、之貞に守護代を交代している。

内藤之貞は、嘉吉三年（一四四三）の多紀郡大芋社沙汰付を命じる守護細川勝元の遵行状（42）を皮切りに、文安元年（一四四四）には大芋における内裏段銭の京済（45）や大山荘の人夫役免除（47）、同二年から四年にかけて大山荘での役夫工米免除（同二年）（48）、御要脚段銭の京済（同三年）（49）、同段銭の重ねての催促（同四年）（50）などにその活動を見出すことが出来る。また文安四年（一四四七）には、守護細川勝元より、弓削・豊富・吾雀・瓦屋・六人部の各荘園に対する守護役免除の遵行状が之貞に出されている（51）[20]。その後守護代は内藤之貞から元貞へ交代する。

宝徳四年（一四五二）に船井荘十一ヶ村并罪人跡の返付について出された奉書（55）の宛先は之貞ではなく、孫三郎（元貞）であることから、このころ之貞から元貞へ守護代が交代したことがわかる。以後元貞は、長禄元年（一四五七）に大山荘における御所造作段銭の京済（56）や寛正二年（一四六一）の安国寺勧進家別銭の催促（59）などにかかわっている。また寛正五年（一四六四）には、氷上郡春日荘内黒井村が赤松貞祐に返付されたことを受け、元貞は守護勝元から施行状を受け取っている（60）。これは守護権の行使にかかわるものであるが、氷上郡内にこのような施行状が出されるのは、細川氏が丹波守護となって以降では稀な例である。

応仁文明の乱が始まって以降も、内藤元貞は守護代として活動している。文明元年（一四六九）の多紀郡大芋社の渡付（61）や、文明三年（一四七一）の桑田郡吉富荘内神吉村への遵行（62）、文明八年（一四七六）の船井郡桐野河内村盗人誅伐（64）などがそれにあたる。

ところで文明一一年（一四七九）、丹波国内で一宮宮内父子と守護代内藤元貞との間で対立が起こる。一宮氏に宛行われた闕所地を内藤元貞とそれに従う国人が押領し、一宮方の者を殺害したことが原因である[21]。内藤元貞は、この抗争の張本であったにもかかわらず、抗争が終結した時点ではまだ守護代を辞任せず、文明一四年（一四八二）の大山荘の濫妨停止（70・71）まで務め、上原元秀に交代している。

上原元秀の守護代としての活動は、文明一五年（一四八三）、氷上郡御油新荘を安堵した円通寺方丈宛の遵行状（73）、文明一八年（一四八六）の船井郡十一ヶ村闕所地の返付（76・77）や長享三年（一四八九）の同郡氷所内愛宕田の濫妨停止（78）などに見いだせる。また延徳元年（一四八九）には、丹波国一揆の討伐にかんして「各郡代被相談可被討罰」しとして、船井荘一一村地頭中に宛てて元秀の書状が出されている[22]。その後元秀は明応二年（一四九三）に別の内衆である長塩弥六との刃傷が原因で死亡する[23]。

しかし上原氏は丹波守護代職を保持し、元秀の父賢家が代行していたと考えられる。それはたとえば明応四年（一四九五）、幕府料所となっていた桐野牧河内村諸入免の沙汰付が上原賢家に命じられている（82）ことなどから明らかである。しかし『大乗院寺社雑事記』同年八月一七日条には、「上原豊前守没落東坂本」とあり、賢家は東坂本（滋賀県大津市）へ没落している。さらに同二四日条には「細川自丹波国上洛、守護代事内藤ニ返給了」とあって、守護代職は上原氏から再び内藤氏へ返付されることとなった。上原賢家が没落した理由については、『後法興院政家記』に「去十四日夜相撲ニテ京兆馬廻衆今井与上原豊前被官人有確執事（中略）今井依宗益寄子訴京兆間、上原豊前子共内可生涯之由頻責伏云々、仍丹州辺没落」と記されている。馬廻衆の今井氏と上原賢家被官との確執が契機となり、赤沢宗益が政元へ訴えることによって上原賢家は没落することになった。赤沢宗益は政元内衆のなかでは「非譜代衆」に位置づけられる存在であることから、内衆間の対立を想起することができる。

賢家没落後、丹波守護代に補任されたのは内藤元貞で、明応六年（一四九七）桑田郡八田荘内並河村の安堵を遵行している（85）。元貞は明応九年（一五〇〇）にも雀部荘の安堵にかかわっているが（86）、その後内藤貞正に交代している。

永正二年（一五〇五）、船井郡和知下荘の宛行が内藤亀満丸（貞正）に命じられている（87）。貞正は同年五月にも安国寺の検断課役免除を大槻筑前守に書き下している（88）。また『北野社家日記』永正四年（一五〇七）七月八日条には「自丹波（中略）守護代内藤上洛」と記されている。この時期細川京兆家は、家督をめぐる内紛状態にあったが、丹波守護代は変わらず貞正が務めている。貞正は永正六年の出雲神社再興（89）や、永正一五年（一五一八）の天田郡下高津観音寺の守護役免除（92）、永正一八年（一五二一）の水原荘濫妨停止（94）などに関与しているが、永正一七年（一五二〇）には内藤国貞が守護権行使者として見いだせる。すなわち桑田郡勝林島芝跡の沙汰付を芝村名主百姓中に書き下している（93）。この段階の貞正と国貞との関係は判然としないが、こののち国貞が守護代として活動する。大永五年（一五二五）の船井一一ヶ村の棟別銭免除（96）や、翌大永六年の丹波藤分の宛行（97）などがその例である。天文年間に入っても国貞は細川晴元方として活動していたようで、天文二年（一五三三）の勝林島公文分寺庵の宛行（100）をし、翌天文三年には幕府から桐野河内村・桑田郡美濃田保へ年貢催促を伝えられている（101）。

この天文三年の幕府奉行人奉書を最後に、幕府から内藤国貞に対しての文書は見いだせなくなる。丹波国では細川氏（京兆家）の争乱が継続しており、内藤国貞は八木城へ入り、幕府や細川氏から距離を置き、地域権力化を進める。天文五年（一五三六）に丹波加舎荘などを長尾内蔵介に宛行い（102）、天文一四（一五四五）年には桐野河内などを湯浅五郎兵衛尉などに宛行っている（103）のは、いずれもかならずしも守護代としての行為とはいえないと考えられる。

天文一八年（一五四九）、細川晴元は江口の戦いで三好長慶に敗れ、

没落する。畿内近国に多くの分国を持ち、室町幕府内で最有力の守護として活動してきた細川氏は、以後新たに確立した三好氏権力に取って代わられる。地域権力化した内藤国貞も天文二二年（一五五三）、八木城の落城とともに討ち死にする。地域権力化への過程を進みながら、丹波守護細川氏の守護代としての属性を持って活動してきた内藤氏は没落し、以後丹波に入国した三好氏権力の一員である松永久秀の弟松永長頼（蓬雲軒宗勝）が判物を発給し丹波国支配にかかわる（108～114など）が、永禄八年（一五六五）には奥郡の荻野忠正らによって長頼が討伐され、三好氏権力は丹波国から追討されることになる。

細川氏が丹波守護となって以降、丹波国では細川氏の分国支配方針が貫かれ、京兆家内衆を守護代に採用している。南北朝期に守護代を務めていた荻野氏などの国人は分国における守護支配の中核からはずれることになる。守護代などからはずされた有力国人は、内衆として守護細川氏権力を支えていたわけでもない。他の細川氏分国では守護代などにならない有力国人が内衆として他国へ派遣されるなどの例が見られる（たとえば備中国の庄氏など）が、丹波国においては荻野氏や久下氏など、有力な国人はそれぞれの勢力圏にとどまり、守護細川氏権力から相対的に独立した関係を持ちつつ存在していたと考えられる。彼らは、細川氏（京兆家）内部の分裂抗争に連動したり、国一揆など、丹波国内で相争う諸勢力が与力を頼む勢力として存在感を維持するようになった。

（3）丹波における分国支配の特質

二節にわたって、丹波国の守護権力の展開についてまとめてきた。それぞれの段階における特質について、整理しておく。

南北朝期の丹波国では、他国と同様、戦況などに応じた頻繁な守護の改替がみられる。室町幕府の草創期にあたり、後の時代のように守護家は固定化していない。丹波国では、いずれも室町幕府の有力守護である仁木氏と山名氏によって守護職の争奪が繰り返されるという経緯をたどった。何鹿・天田二郡と桑田・多紀・船井・氷上の四郡に国内を分割して別々の守護を立てたこともあったが、貞和二年（一三四六）以降、一国単位で守護が補任されることになった。仁木氏が守護の時は荻野氏、山名氏が守護の時は小林氏という国人が守護代を務めており、守護の改替によって守護代として登用される在地国人が変更された。南北朝期の守護は、しばしば改替されたため、在地国人と密接な連携を取らねば国内支配を行うことができず、自陣営に属した国人を守護代として登用し、分国支配の軸としたのである。

南北朝が統合された明徳二年（一三九一）以降、細川氏が丹波守護となった。守護職は細川京兆家が保持し、丹波国は京兆家分国のひとつとなった。細川氏は、京兆家（惣領家）を核として庶流守護家が結合し、他守護と対抗してきた。摂津国とともに、丹波国守護職を確保したことは、細川氏が山城・京都から西国に向けての影響力を確保する上で非常に重要であった。山城・京都への入口を押さえたことにより、細川氏は西国からのヒト・モノ・情報を統制し、室町幕府運営に大き

な力を持つことが可能となったのである。

細川氏は、南北朝期までの分国支配構造を転換し、内衆を守護代に登用する、固有の支配方式を展開した。京兆家に属する内衆を守護代とすることで、在地社会の諸関係を除き、自らの支配を貫徹させようとした。南北朝期に守護代として編成されていた荻野氏らは、守護細川氏に直接編成される地位を失い、小笠原氏や香西氏、上原氏といった内衆が守護代とされたのである。またこの方法は丹波国だけではなく、細川氏の他の分国でも並行して行われた。

一五世紀中葉以降には、同族のさらなる一体化を目指し、「京兆家—内衆体制」を形成した。細川氏内衆は複数のイエに分かれ、京都や細川氏庶流守護家の各分国で守護代や都市・荘園の代官などに任命される。このことにより、細川氏分国全体において強固に結合された体制が形成されるのである。結合されたそれぞれの分国は、現実には郡ごとの支配の積算である可能性が高いものの、国ごとに把握することが目指された。これが室町幕府—守護体制のもとで、細川氏が他守護と対抗するために採用した分国支配の方法である。表2でみた丹波国における各郡への守護権行使の状況からは、細川氏のそうした姿勢が見て取れる。

しかし、丹波国内で均一に細川氏の守護権が貫徹していたわけではない。次章では、丹波国における諸勢力の動向を検討し、幕府—守護体制下における細川氏の分国支配構造を相対化するという負の側面を提示する。

二　守護支配の相対化

本章では、室町幕府—守護体制のもとでの分国支配構造を相対化する動向について検討する。まず、南北朝期に守護代を務めながら、細川氏が守護となって以降その地位を細川氏内衆に奪われた荻野氏を中心に、丹波国内で守護支配に対抗する動向について検討する。次に、細川氏奉行人であったにもかかわらず、丹波国内で地域権力化として自立化した波多野氏の動向を探る。

（1）荻野氏と丹波国「一揆」

1，荻野氏の動向

荻野氏の出自については、『氷上郡志』などは氷上郡赤井の出身としている。これに対し細見末雄氏は、『吾妻鏡』の記述などから、梶原景時の五代孫を荻野朝忠と推定している。荻野氏は平姓で梶原氏と同祖であり、石橋山の合戦にも参加していることなどから、相模国愛甲郡荻野を出自とするとし、承久の乱での戦功により丹波国葛野荘の地頭として新補されたとしている。[24]

荻野氏が確実な史料にみえるのは文永元年（一二六五）とされる左近将監奉書である。[25]

荻野左衛門三郎朝光申、丹波国吉美荘強盗人公文弘□以下輩事、今年二月廿日関東御教書副訴状如此、何様(ママ)候哉、仍執達如件、

文応(永カ)元年四月一日　　左近将監（花押）

丹波国吉美荘強盗人公文弘□以下の輩のことについて、荻野左衛門三郎朝光という人物が鎌倉幕府へ訴え出ている。また鎌倉末期の嘉元三年（一三〇五）、仁和寺領主殿保を酒井孝信が抑留した際、両使として中沢左衛門尉基員（大山荘地頭）とともに荻野四郎入道忍性が抑留停止を命じられている。[26] このように鎌倉後期の荻野氏は、葛野荘地頭を務めながら周辺地域での押領行為などに対し、両使として活動する有力な在地武士であったことがわかる。

南北朝期の荻野氏を特徴づけるのが荻野朝忠である。朝忠は南北朝内乱時、足利方として戦い、丹波守護となった仁木頼章のもとで守護代を務めていた。荻野朝忠が久下重基の軍忠を検知している（表1―10）例があるが、朝忠は尊氏方に従う国人・守護代として活動していたことが判明する。

しかし荻野朝忠は、一時尊氏方を離れ、南朝方へ属する。『太平記』によれば、興国四年・康永二年（一三四三）、備前の児島高徳と謀って南朝に通じ、新田義貞の甥義治を奉じて挙兵したとする。これにより、守護仁木頼章は更迭され、山名時氏が丹波守護となる。しかし朝忠は、その後すぐに尊氏方に属し、貞和四年（一三四八）には尊氏方として四条畷の合戦で楠正行軍と戦っている。[27]

その後朝忠は一貫して尊氏方に属して各地に転戦し、文和二年（一三五三）には丹波国内で南朝方と合戦に及んでいる。同年七月に多紀郡宮田荘・三戸山・佐治荘で戦闘し、この戦いに従軍した中津川秀家軍忠状に朝忠が署判している。[28] このように尊氏方として畿内各地の戦闘に加わった朝忠であるが、延文二・三年（一三五六・五七）頃死亡したとされる。

その後、延文五年（一三六〇）、久下帯刀丞が多紀郡大芋荘の下司・公文名を押妨した時には、荻野六郎左衛門尉らが当地に出張して返還させるよう、奉書が出されている。[29] 翌康安元年（一三六一）には荻野参河入道父子三人らが松尾社領雀部荘で濫妨した。[30] 彼らは朝忠と受領名が異なることから、朝忠とは別家の荻野氏と考えられる。

また応永年間にはいると、朝忠の嗣子と考えられる荻野出羽入道が、安国寺領夜久郷今西村を自らが拝領したと号して押妨した。これに対し、幕府は違乱の停止と寺家への沙汰付を命じている。[31] さらに明徳の乱（一三九一）にあたっては、荻野美作守重定とその弟重国が『明徳記』にみえる。彼らは当時丹波守護であった山名氏清の守護代小林重長に属して桂川での戦いに参加している。応仁文明の乱頃には、氷上郡黒井城を領有していたらしい。黒井城が所在するのは氷上郡春日部荘で、建武二年（一三三五）にこの地を足利尊氏から宛行われたの赤松貞範が後に美作守護となって異動したため、代官として入った荻野氏が領有するにいたったと推測される。

以上のように荻野氏は、南北朝期を通じ、丹波国内屈指の勢力であり、守護代として活動している。しかし守護代を改替されたのちは、荘園への押妨を行うなど、必ずしも守護細川氏の分国支配方針に従った行動をとっていない。国内有力国人として一定の勢力を維持していたと考えられるが、その活動はむしろ守護支配権を相対化するものと

して現出する。

2，丹波「国一揆」と細川氏

細川氏が丹波守護となった明徳二年（一三九一）以降、丹波国内では断続的に守護支配を相対化しようとする動きが発生する。それは国人らによる一揆的結合という形態をとって発現する場合があり、また守護権力に直結しなくなった荻野氏が、そうした動向の核的存在となる場合もある。以下それらの動向に着目し、守護分国内における幕府―守護体制に対抗する地域権力の存在形態とその動向について検討する。

宝徳の一揆　宝徳元年（一四四九）九月、丹波国で「土一揆」が発生する。『康富記』宝徳元年九月一三日・一四日条には、

十三日庚寅（中略）丹波奥郡土一揆蜂起、故山名刑部少輔子宮田余流等打入之、苅取作毛、致乱妨之由有注進云々、但馬堺也云々、依之、明日為制止、丹波守護代内藤弾正忍可令下向之由有聞云々、

十四日辛卯　晴、内藤弾正下向丹波、為制止奥郡土一揆蜂起事也、

とあって、九月一三日、丹波奥郡にて土一揆が蜂起したことがわかる。この土一揆は、山名刑部少輔（持熙。時熙子、持豊兄弟）の子、宮田らが打ち入ったものである。明徳二年（一三九一）の明徳の乱を契機に丹波守護は山名氏から細川氏へ交代するが、山名氏最後の丹波守護氏清は持熙の大祖父にあたる。おそらく細川氏守護支配に不満を持つ地域諸勢力を糾合する核として、旧守護山名氏が利用されたのであろう。

この宝徳の一揆は、「丹波奥郡」の但馬国との国境で蜂起したとあるので、天田郡・氷上郡などが中心地となったと考えられる。南北朝期、この両郡に属する夜久郷や春日部荘などの遵行を山名氏が守護として積極的に行った（表1）。この頃の守護代が荻野氏であったことから、一揆の背後に荻野氏ら、細川氏の守護補任以降に守護支配機構から外れた国人たちの存在を推測することができる。

またこの時の守護代は細川氏内衆の内藤之貞と思われる。在京していた之貞は一揆制止のため九月一四日に丹波に下向しているが、その後の経過については不明である。

延徳の争乱（国一揆）　宝徳の一揆から約半世紀後、再び丹波国内で大規模な争乱が勃発する。この一揆については、すでに今谷明氏も触れているが[32]、いま一度史料から経緯を追い、その意義について検討する。

延徳元年（一四八九）九月一六日、丹波国内での一揆の一報が京都にもたらされた[33]。

（前略）就丹波国忿劇、一七ヶ日以代官社参而上原父子方（賢秀・元秀）へ巻数遣之、執着在之、

守護方から北野社へ「丹波国忿劇」が伝えられている。一七日（七日間）の北野社の宗教行事に、丹波忿劇のため上原父子が参加できず、代官を社参させた。これに対し北野社は、翁劇鎮圧の祈願した巻数を遣わした。代官社参をし、翌日条には守護方が船井荘に陣夫役を懸けたとの注進があった[34]。北野社は守護代上原方に両使を送って免除交渉を行っている。この陣夫役は「丹波国忿劇」にかかわるものと考えられ、少なくともこの「忿劇」は、船井荘が所在する船井郡などで勃発していたことが分かる。その後一〇月には、船井郡氷所の内北野の松

林坊領（愛宕田）で「為一乱兵糧料押領之旨、自社家掠申給奉書」[35]とあるように、「一乱」のため、兵粮料が押領されたことが記されている。この件は在地代官小畑孫五郎（長専）からの注進を受けた守護方（守護代上原元秀）が北野社へ連絡し、対応について井上孫五郎（小守護代）に折紙を下した。ここでの「一乱」は「忿劇」によるものであろうから、その影響は国内の諸荘園に及んでいたことがわかる。

さらにこの一ヶ月後、船井荘から船井郡において無足衆が蜂起したとの注進がもたらされる。

無足衆既及当郡令蜂起由、其聞候、事実候者、各郡代被相談、可被討罰候、随其事候、御屋形様（細川政元）可有御下向旨、被仰出候上者、於京都儀者、無異議候也、恐々謹言、

延徳元　　上原
十一月廿八日　　元秀判
舟井庄十半□頭中[36]

無足衆が船井郡内で蜂起したとの風聞を受け、守護代上原元秀は、船井荘十半□頭中に対し、丹波国内の他の郡代と相談のうえ討伐すべきだとしている。またこの状況を受けて政元自身が丹波に下向する可能性を示唆しており、無足衆らの蜂起は、大事件として認識されていたことがわかる。

この時期、氷上郡多利村に対して政元の禁制が出されている。[37]船井郡で起こった「無足衆」による一揆が、郡を越えて氷上郡へも波及しており、その影響を避けるために発給を求めたものと考えられる。この一揆は船井郡を中心に発生したものであるが、郡を越えての拡がりが想定でき、その後の展開への影響を想定させる。

ところでこの無足衆蜂起の原因については、興福寺政覚は「細川丹波ノ国エ陣立、来十八日之通、京中日相触云々、国衆上原神六（元秀）違背ノ故也」[38]と記し、国衆が守護代上原元秀に違背したことを挙げている。また尋尊は「就丹後（波）国蜂起、来十九日細川可出陣旨、相触之、所々自判書状等遣之云々、但安富・玄番（蕃）頭等申状、雖有出陣彼国事不可成事也、不可得く旨申云々、上原（元秀）一人迷惑也、如何可成行哉、山城国人上原被官人悉以丹州下向、被取籠一向音信不通也云々」[39]と述べ、政元自身が丹波下向を触れているにもかかわらず、安富氏ら内衆が出陣を渋っている。これに対し、山城国内の元秀被官が丹波へ下向し、無足衆らとの戦闘に加わっているとの風聞を示している。

守護代上原氏による支配方針が、「無足衆」と呼ばれる在地勢力にとって許容しがたいものであり、それに対する蜂起であったと考えられる。細川京兆家による分国支配方針に対して蜂起が起こったからこそ、政元自身が下向の意志を表明したのであろう。しかしこの政元の意向に反して、安富氏など有力内衆は必ずしも丹波に同行しようとしていない。この時期、細川氏の分国支配において、政元と一部内衆の間に方針の相違が生じており、内衆独自の志向性の発現を見て取ることができる。同様のことは、すでに文明一四年（一四八二）、畠山政長に与し、同義就追討を口実に、摂津国人編成を目指した政元の摂津出陣にも表れている。『大乗院寺社雑事記』文明一四年四月二三日条には、

細川九郎（政元）出陣事、秋場（秋庭元重）・香川（孫房）両人為帳本令申沙汰出陣、是併官領左衛門督（畠山政長）引汲之故也、率爾之申沙汰、珍事之由、一天沙汰也云々、讃州（細川成之）・右馬頭（細川政国）・安富（元家）・長塩（元長）・薬師寺等ハ、右衛門佐（畠山義就）引汲方也、無勿体之由申合、不同心云々、

とあって、政元の摂津出陣を促したのは秋庭・香川の両氏であり、安富・長塩・薬師寺の各氏は異を唱えている。畠山氏との関係の影響に加え、摂津国への権限（守護職など）の有無により、政元と内衆との間にはやはり懸隔が生じているといえよう。

このような状況のなか、北野社は守護方の後援を受けつつ、無足衆に同意する者については罪科に処すとの折紙を下し、在地勢力の連動を阻止しようとしている。[40] さらに政元は「畠山殿安楽河（民部丞）、今朝丹波へ出陣云々、遣巻数之処、拂暁罷立由在之、」[41] とあるように、畠山政長被官の荒川民部丞に丹波への出陣を依頼している。『蔭涼軒日録』延徳元年一二月二七日条には、「丹州一揆衆、荒河民部丞為大将責之、一揆衆敗続、即責須知城、須知又没落云々、数日前成須知退治之奉書」と記されていて、荒川民部丞を大将とする追討軍は、一揆衆を破って根拠地の一つである須知城を落城させ、籠もっていた一揆衆（無足衆）の張本でもあった須知氏を没落させている。こうして九月より始まった一揆は鎮静化したかにみえたが、翌年になってもその活動は収まっていない。

「今日丹波国人しうち（須知）と云者、京兆御前衆也、就国儀為屋形被生涯也」[42]。この記事によれば、延徳二年（一四九〇）五月、細川政元は、一揆張本の一人である須知氏を殺害している。須知氏は政元の御前衆として近侍していたにもかかわらず、丹波国において一揆張本として活動したことが誅伐につながったのであろう。それでも丹波一揆は衰えず、六月二八日には「今朝上原豊前守（賢家）丹州出陣、巻数遣之、安楽河・〇藤々兵衛（元右）以下出陣云々」[43] とあるように、上原賢家をはじめ、荒川民部丞、そして京兆家奉行人斎藤元右までが丹波へ向け出陣している。そして七月四日、大規模な戦闘が行われた。

此日於丹波有大合戦、物部豊前守（上原賢家）為大将攻位田城、々七ヶ所有之、此城者外城也、攻衆百余人被討、手負五百余人有之、城衆亦五六人打死、此内須知源三弟又打死矣[44]

上原賢家らは今度は須知城ではなく、何鹿郡にある位田城を攻めた。先に見た氷上郡多利村への禁制が示したように、一揆は船井郡だけではなく何鹿郡まで拡大し、ここにその本拠があったと考えられる。また細見末雄氏によって、この位田城城主は荻野氏であったことが指摘されている。[45] この度の戦闘では、上原賢家が大将として攻めた城は七ヶ所あり、守護方は百名余りの戦死者と五百名あまりの負傷者を出すなど、苦戦を強いられている。また城の守衆で戦死した者に須知源三の弟の名が見え、昨年落城した須知城にいた須知氏勢力も合力していたことが分かる。

この戦闘の展開については、同年八月次のような知らせが届いている。

斎前（ママ）内田主計来云、邇来在丹州陣、昨日帰洛、敵陣不可久保（ママ）、摂州丹後勢等加国中之勢囲敵城、止水手、来月中必々可敗続云々、

位田構須知構等見之、城中小勢也、雖然力攻事者不可成云々、[47]

攻城軍に加わっていた内田主計は、摂津・丹後の軍勢を加えて城を囲い、水手を断つなどして攻撃しているので、来月中には落城させるだろう。位田城や須知城に敵は籠もっているが、少勢である。但し力攻めはしない、としている。

しかし、こののちも戦闘状態は継続したらしい。延徳四年（一四九二）三月一四日、細川政元は、騎馬衆十騎、上原元秀をはじめ、秋庭元重ら有力内衆とともに出陣している。勃発から三年余りたっても、守護方は丹波国内に展開する一揆を完全には討伐できていない。同年五月には「今度丹州牢人山上仁構小屋、就其不謂権門不入之在所、可出人足由、屋形（細川政元）奉書在之、重可申由申遣者也、[48]」とあるように、牢人等（一揆衆）は山上に小屋（城郭）を構え、政元方と対峙している。

このように激しく守護細川氏方に対抗した丹波一揆であるが、改元して明応元年（一四九二）九月、北野社に次のような情報がもたらされた。

丹波国牢人没落、殊大将分荻野十郎左衛門尉父其外随分者共討死、頸八上云々、同神六方今日上洛也、[49]（上原元秀）

丹波国一揆は没落し、その大将分であった荻野十郎左衛門尉の父などが討ち死にしたとある。そして長くこの戦闘にかかわった上原元秀はようやく上洛することとなった。

こうして延徳四年（明応元年）の四月から九月までの間に一揆方は崩れ、没落した。この時期一揆方の大将は荻野氏であった。かつて丹波守護代を務め、初期室町幕府の丹波国経営の一翼を担った荻野氏は、一五世紀末期に至り、守護細川氏の分国経営に反し、一揆衆の張本として活動していたことがわかる。またこの荻野氏の一族と思われる荻野次郎左衛門尉父子が、翌明応二年（一四九三）三月、政元によって殺害させられている。[50]彼らは「近年殊取持者也」（政元に近侍していた者）であったのに、その彼らが誅殺されたことは、政元が一揆の発生によって蒙った分国経営や細川氏権力の維持の困難さを表しているといえる。

（2）波多野氏の地域権力化

1，波多野氏と丹波国

今谷明氏は、『看聞御記』嘉吉三年（一四四三）二月二八日条に「奉行三人波多野、二階堂、飯尾肥前入道被遣」とあることなどから、一五世紀中葉以前から波多野氏が室町幕府奉行人であったとした。そして丹波の波多野氏は飯尾氏や斎藤氏と同様、文筆能力を買われて、この幕府奉行人一族から細川氏権力に採用されたとしている。

しかし波多野氏にはいくつかの系統がある。幕府奉行人波多野氏は湯山学氏が指摘したように[51]越前波多野氏の系譜を引き、丹波で活動した波多野氏とは系統が異なる。こののち丹波で活動するのは丹波波多野氏であり、その系譜に連なる秀久が祖となった。これが細川氏奉行人波多野氏と考えられる。細川氏奉行人としての波多野氏の事跡は、次の史料から見いだせる。[52]

丹波国船井郡内中沢孫次郎知行分八木広瀬下地内弐町九段卅歩土貢米弐十石事、為山門日吉社彼岸料所永代買得之上者、諸役等事

毎年被免除訖、早全知行可被専神役之由也、仍執達如件、

文明三（一四七一）

同八月十日　　秀久（判）

松梅院雑掌

この他、波多野秀久は、文明一二年（一四八〇）一二月に多田院雑掌宛に多田荘段銭の寄進[53]、同一四年七月に高橋三郎宛に摂津採銅所年貢請の宛行[54]などにかかわる奉書を発給しているが、文明一八年（一四八六）七月、守護代上原元秀宛の北野社領船井荘安堵の奉書を最後に奉行人としての文書発給を認めることはできない。

一方丹波国人波多野氏については、月船寿柱が波多野清秀の嗣子元清の要請によって清秀の肖像に書いた賛に、石見国吉見氏を祖とし、清秀時に細川勝元に仕え、のち母方の波多野姓を名乗り、応仁文明の乱の時に戦功をあげ、政元期に多紀郡に入ったとされている[55]。この清秀は文明一七年（一四八五）、大芋荘押領停止を命じる守護代上原元秀遵行状の宛所となっている。

当郡太芋（多紀郡）社代官職之事、被返付訖、早任去年十二月□（廿）九日御奉書旨、可被沙汰付土佐左近将監（光信）□（代）者也、仍状如件、

文明十七　　（上原）

二月十一日　　元秀（花押）

波多野孫右衛門尉（清秀）殿[56]

清秀はこの遵行状を請けて打渡を行っている[57]。清秀は、多紀郡における小守護代として編成され、現地で守護権に連なる存在であった。清秀についてはいずれも年未詳だが、醍醐寺領摂津国野間荘へ関与したり[58]、大工職について政元に問い合わせを行うなど[59]、丹波のみならず、他地域においても積極的な活動を見出すことができる。

清秀が国内拠点としたのは、多紀郡の高城山から南西の尾根筋に築かれた奥谷城とされている[60]。この辺りは八上と呼称される地域である。永享年間（一四二九～四一）には、守護代内藤氏のもとで東寺領大山荘などの年貢が集積されている。奥谷城を擁する八上は、少なくとも多紀郡の郡庁としての機能を果たす場であったといえる。

先の細川氏奉行人秀久と、この清秀との関係は明らかにできないが、両者は「秀」字を通字とすることからも同族別家であろう。文明一八年以降、細川氏奉行人である波多野氏の姿が見えなくなることは、応仁文明の乱以後波多野氏は丹波に下向し、地域権力化の道を追求したと考えられる。

その後、清秀は細川政元内衆として確認できる。このように内衆を務めていた者が地域権力化する事例は他の分国でもみられる。たとえば備中庄氏は、細川氏内衆（非評定衆）として活動していたが、本領備中国に戻り、守護代などを務めていたことを背景に地域権力として自立化した[61]。さらに細川氏自身も野州家は備中国浅口郡の分郡知行を基盤に権力化し、細川氏としてではなく、戦国期大名権力である毛利氏に編成されることでその命脈を保った[62]。丹波国波多野氏に関していえば、地域権力化した理由はどこに求めればよいのであろうか。以下、波多野氏が自立化し、そのうえで幕府・守護権力を相対化する動向を

検討する。

2，波多野氏の展開

波多野清秀が丹波における波多野氏の初動とすれば、その嗣子元清以降、丹波波多野氏が本格的に展開するといえよう。清秀が死亡したのは永正元年（一五〇四）とされる[63]。その跡を継いだ元清は、細川氏の内訌にかかわることで成長する。永正四年（一五〇七）の細川政元暗殺事件ののち、澄之を追討して京兆家当主に就任したのは澄元である。『瓦林政頼記』永正四年の項によれば、元清はこの澄元に京都村雲の自邸を提供している。しかし翌永正五年（一五〇八）元清は澄元から離れ、守護代内藤貞正・秋庭元実・香川元房・薬師寺元房ら内衆とともに高国方に属し、のち細川高国が京兆家当主となる契機となった[64]。

この永正五年、元清は周辺地域に向けて勢力拡大を図る。同年六月には多紀郡酒井合戦において波々伯部大和守・同民部丞らとともに戦い、細川高国からの感状を得ている[65]。

また、同年七月の「大山荘一院谷百姓等申状」[66]に「（前略）抑今度中沢日向守（元清）就討死儀、当庄事、代官職波多野殿（元清）打取ニ御成敗候ハんする由申候（後略）」とあるように、元清は大山荘の代官職を押領しようとしている。さらに先の酒井合戦と同様に、福徳貴寺合戦における戦功についての高国感状を波々伯部大和守に取り次ぐなど[67]、高国方与党としての行動を見出す事ができる。また一〇月には船井郡上村荘の代官職を獲得している[68]。

元清は弟元盛に内衆香西氏、末弟賢治に大和国衆柳本氏を継がせ、兄弟を高国権力の中枢に配置することによって、細川氏権力内部での地位を確たるものとして。高国は、澄之・澄元による京兆家後継者の内訌の結果、それまで細川氏権力を支えていた内衆の多くが没落したこともあり、新たな権力基盤を構成する必要に迫られていた。幕府内では大内義興との連合により政務運営を図ったが、波多野兄弟を活用することで自らの権力基盤の強化を図ったのであろう。

ところが、高国与党としての地位を確保した波多野元清であるが、大永六年（一五二六）、細川尹賢（高国弟）の讒言により、香西元盛が高国に殺害される。この処遇に不満をもった元清と柳本賢治は、高国方を離れ、高国と対立していた晴元に属して挙兵する。

今度於丹州神尾（桑田郡）合戦之時、別而抽粉骨之由誠神妙候、弥忠節肝要候、猶可竹軒（周悳）可被申也、謹言

正月十四日（大永六年）　六郎（細川晴元）

波多野次郎とのへ

これは、桑田郡神尾口合戦での戦功に対する晴元からの感状である[69]。神尾口合戦に関する感状は五月にも出されており[70]、戦況が継続していたことがわかる。

その後大永六年一一月になって氷上郡黒井城の赤井氏が賢治方に加わったことで、高国方の包囲網は崩れる。『足利季世記』には、「同晦日ニ赤井五郎近国ノ勢ヲ催シ、三千余人柳本カ後詰ノ為メニ出張ス、京方十三頭ノ勢ヲ分テ赤井衆ト合戦シ、京方打負ケ三百余人討死ス」とあって、赤井氏の合力が賢治方を優勢に導いている。さらに『二水

記』には「十一月十八日、早朝柳本・波多野・赤井等数千人入洛、即陣下京法華堂」とあって、高国方を破った柳本・波多野・赤井等数千人が入洛し、下京法華堂に陣を張っている。入京した元清は同年十二月、離宮八幡宮に禁制を発給している。[71]

大永七年（一五二七）二月、波多野元清・柳本賢治兄弟は京都桂川で高国方を破って将軍足利義晴と高国を追放、細川晴元の権力化に道を開いた。丹波勢が大挙入京する事態を受け、高国方の武家はもちろん、多くの公家が京を逃れている。[72] 賢治と、元清の息秀忠は上賀茂社に対して禁制を発給するなど、京都で積極的に活動している。[73]

このように波多野氏は、丹波国内の有力勢力という地位を超越し、京中への施政をも実行しうる存在になった。守護細川氏の分国支配に連なることで、丹波国内で勢力拡大の基盤を得た波多野氏は、細川氏の内訌に連動し、さらにその勢力を伸ばすことに成功したのである。高国権力への接近とその後の離脱、晴元権力への合力など、細川氏権力の動静を左右する存在となったといえよう。ただしこの時点では、いまだ晴元を奉じており、完全に自立した権力、守護権を相対化する権力とは評価しがたい。

しかし元清に代わって波多野氏の家督を継いだ秀忠は、反晴元の立場をとる。秀忠の父元清やその弟柳本賢治は晴元方として戦っていたが、高国方の攻勢により討死する。晴元方の窮地を救ったのは三好元長である。元長は波多野氏兄弟との確執により本国阿波に帰国していたが、畿内に入って高国方を攻め、享禄四年（一五三一）六月、尼崎大物で高国を敗死させた。波多野秀忠は、それまでの三好氏との対立関係から反晴元の立場に立ち、高国弟の晴国に属し、晴元方と戦闘を繰り返すようになる。

天文三年（一五三四）、秀忠は次の判物を発給する。

舟井郡々代職事申付候、守憲法旨、専政道諸役令勤仕、可被全領知之状如件、

天文三
七月二日　　秀忠（波多野）（花押）
与兵衛尉（波多野秀親）殿

一般に判物は、独自の家中と支配領域を持ち、自立するに至った発給者によって、支配権を行使する際に用いられる。その点では、船井郡郡代を申し付け、「憲法」を守って諸役を勤仕するよう命じた判物を発給した秀忠は、一郡規模の領域支配者として自立化したと考えてもよかろう。

ただし、この判物が発給された天文三年の前年（天文二年）の『祇園執行日記』天文二年五月二六日条には、「廿六日、今日高雄栂尾ヘムケテ、八郎衆（細川晴国）三千計ニテ出候由申候、今八郎ハ丹波ニ居ラレ候由申候、中比丹波ノ波多野（秀忠）ハ敵ニテ候ツルガ、今悉皆八郎ヲ取立ル躰ニテ候」とある。この日高尾栂尾に出兵した三千ばかりの晴国方に加わっている波多野秀忠は、かつては敵対していたが、現在は再び晴元方に属している。天文五年（一五三六）には波多野秀忠が、船井郡桐野河内御料所を伊勢兵庫助代に引き渡すよう、荒木清長に遵行している。[74] この遵

行行為は、細川京兆家を継承し、丹波守護でもあった晴元の守護権に属していることを示す。判物発給を実現する自立性を実現しながらも、なお細川氏守護権に属して地域支配を行う波多野氏の存在形態が浮き彫りとなる。そのことは一揆の終結や自らが属していた晴国の死亡に伴い、晴元方に属し直したと評価される可能性もある。とはいえ、波多野氏は、ぜんたいとして守護からの自立化・相対化を志向しているといえる。

公方御料所丹州桐野河内并美濃田保等事、守護使不入段、雖事旧、動企新儀、不可然旨、度々被仰処、剰今度号牛別、荒木新兵衛尉(清良)入譴責使云々、言語道断次第也、所詮不移時日、可被止彼催促之由候也、仍執達如件、

天文十
五月十三日　　長隆(荒木)
波多野備前守(秀忠)殿[75]

右の史料によれば、天文一〇年（一五四一）、桐野河内御料所などに対し、波多野秀忠配下の荒木清長が譴責使を入れ、押領している。波多野氏がより自立化傾向を強めていることを示している。

このころ波多野秀忠は丹波国のみならず、洛外諸地域の幕府御料所や荘園を押領し、地域支配の基盤としていた。細見末雄氏の整理によれば、丹波国大芋社領、幕府御料所桐野河内村・美濃田保・進士美作守知行分、相国寺普広寺領八木志万村、国分寺地頭職、北野社社務領西京上下役本役分などである。[76] また天田郡に勢力を持っていた細見氏との間に、郡内路次の通行を整えているなど、周辺諸勢力と良好な関係を築いている。[77] こうして波多野秀忠は、細川京兆家被官でありながら、「丹波守護」[78]と表現されるような実力を丹波国内に確立したのである。

秀忠は天文九年（一五四〇）、娘を三好長慶に嫁がせている。[79] 長慶は三好元長の子息で、当時摂津守護代であった。これまで波多野氏は三好氏と対立していたが、この結婚を契機として天文一〇年の摂津一庫城攻めや、同一四年の丹波関城攻めなど、[80] 晴元権力のもとで協力して行動するようになった。

木沢左京亮(長政)謀叛条、加退治之旨、先書申候、既上山城衆立色上者、急度被成其動、別而馳走可為快然候、於遅々之者、不可有其曲候、猶三好孫次郎(長慶)・波多野備前守(秀忠)令申候、恐々謹言、
十月十六日(天文一〇年)　　晴元(細川)（花押）
鷹山殿[81]

右の史料にみえるように、波多野秀忠と三好長慶が晴元の意を奉じていることから、[82] 彼らが晴元権力のもとで内衆的存在であったことが分かる。この段階の晴元権力は、京兆家分国である丹波・摂津国の守護代に支えられていたといえる。

秀忠は天文一五年（一五四六）に京都広隆寺宛に禁制を発給している。[83] 丹波だけではなく、京都への一定の影響力を保持していたことがわかるが、これが秀忠の活動を確認できる最後の史料である。天文一七年（一五四八）には波多野代替わりの御礼が朝廷へ届いており、[84] 波多野氏

の家督は秀忠から元秀に交代した。

天文一六年（一五四七）、細川晴元は河内守護畠山政国・同守護代遊佐長教と摂津舎利寺で合戦に及んだ。この合戦ののち、三好長慶は晴元と対立する。長慶は波多野秀忠の娘を離縁し、遊佐長教の娘と結婚し、遊佐氏の後援のもと、晴元と対立する。そして天文一八年（一五四九）、晴元方であった三好政長を攻め（江口合戦）、将軍足利義藤（義輝）らとあわせ晴元を近江へ逐った。

将軍や幕府、守護など、これまでの中央政界の裏付けとなっていた存在を否定することで、長慶の権力化は実現した。いかに有力な存在となろうとも室町幕府―守護体制の枠組みを否定しなかった細川氏とは、権力としての段階が明らかに異なるのである。

この三好氏の権力化を受けて、代替わり間もない元秀は、反長慶勢力の核として長慶と戦うことになる。元秀の行動は、すでに細川氏が守護としての機能を果たし得なくなっているので、守護権に連なるものと評価することはできない。従来丹波守護代であった内藤氏と波多野氏のいずれが当該期（天文年間）の守護代であったのかについての議論がある。[85] 丹波守護細川晴元のもとに編成されて遵行を行いつつ、判物発給も行っていた波多野氏は、守護権への結合と自立した地域権力という両側面を持っていたが、天文一八年の細川氏没落を契機に、地域権力として自立化することが求められたのである。以後、波多野氏が晴元らを奉じることがあっても、それは地域権力を保証する存在としてであり、前代までとは質的に異なるものであったといえる。この段階に至り、波多野氏は三好氏と同様、守護権を相対化し、自立した権力になったと評価できる。

おわりに

細川京兆家の分国であった丹波国を対象に、室町幕府―守護体制下における守護の分国支配のあり方と、その後の変質の意義について検討してきた。その結果、丹波国では細川氏が守護となって以降、国人を守護代に登用するのではなく、京兆家内衆を守護代とする、細川氏固有の分国支配の方法を採ったことが判明した。これにより、守護権に連なることで地域支配を行う方途を断たれた荻野氏らは、守護支配を相対化する運動方向を持ち、それは国一揆として結実することになった。一方、細川氏奉行人を務めていた波多野氏は、奉行人として京都で活動するのではなく、八上の地に居を据え、在地での活動を選んだ。細川京兆家の内訌により混乱した分国支配に乗じ、守護権に連なって遵行を行いつつも、自ら判物を発給しうる地域権力化を目指したのである。

天文一八年（一五四九）の江口の合戦で細川晴元を破り、将軍足利義輝を追放した三好長慶は、将軍・守護の権威を借りず、室町幕府や幕府―守護体制などを背景としないで権力化を遂げた。ここにおいていったん室町幕府―守護体制は解体し、新たな政治秩序の構築が希求されることとなる。かつて幕府や守護権に属していた勢力であった丹波国一揆や波多野氏の活動が、こうした状態をもたらしたと評価できる。

国内諸勢力が幕府や守護から自立化する傾向は他の国や地域でも普遍的に見られるが、もっとも幕府に近く、最後まで幕府―守護体制を維持しようとしていた細川氏分国の丹波国で、幕府や守護を積極的に相対化しようとする動向が見られることは重要である。摂津や和泉などの細川氏分国、細川氏の影響力が強い山城や河内といった畿内近国を中心に国一揆が発生していることを想起すれば、強固な分国支配を追求した細川氏権力の地域支配上の問題を考える必要があるだろう。地域性の問題、権力構造や施策上の問題など個別に考察しなければならないが、細川氏の支配が共通して地域社会にもたらした「刻印」のあり方を示しているといえるかもしれない。

なお、本稿では、畿内以外の地域の諸勢力との比較検討や、三好氏の活動と織田権力の上洛との関係など、天文以降の畿内政治史との連関や意義付けについては検討出来なかった。いずれも今後の課題としたい。

【註】

(1) 伊藤俊一「中世後期における『荘家』と一揆」（『日本史研究』三六八、一九九三）、同「中世後期における『地域』の形成と『守護領国』」（『歴史学研究』六七四、一九九五）。

(2) 古野貢『中世後期細川氏の権力構造』（吉川弘文館、二〇〇八）。

(3) 横尾国和「明応の政変と細川氏内衆上原元秀」（『日本歴史』四二七、一九八三）、同「細川氏内衆内藤氏の動向」（『國學院雑誌』八九―一一、一九八七）。

(4) 細見末雄『丹波史を探る』（神戸新聞総合出版センター、一九八八）。

(5) 八上城研究会編『戦国・織豊期城郭論』（和泉書院、二〇〇〇）、村田修三・仁木宏ほか『八上城・法光寺城跡調査報告書』（篠山市教育委員会、二〇〇三）など。

(6) 『第一二回東海考古学フォーラム岐阜大会　守護所・戦国城下町を考える　資料集弐』（守護所シンポジウム@岐阜研究会、二〇〇四）など。

(7) 『新修亀岡市史　本文編　第二巻　中世後期・近世』（亀岡市教育委員会、二〇〇四）など。

(8) 今谷明「室町・戦国期の丹波守護と土豪」（『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局、一九八六）。

(9) 前掲註（4）細見著書。

(10) 『愚管記』延文四年一〇月一三日条。

(11) 『太平記』三九、貞治二年秋の記事。

(12) 小川信『足利一門守護発展史の研究』（吉川弘文館、一九八〇）。

(13) 今谷明「京兆専制―後期幕府の権力構造―」（『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五）。

(14) 設楽薫「足利義尚政権考」（『史学雑誌』九六―七、一九八五）、同「将軍足利義材の政務決裁」（『史学雑誌』九八―二、一九八七）、同「将軍足利義材の没落と将軍直臣団」（『日本史研究』三〇一、一九八七）、同「将軍足利義教の『御前沙汰』体制と管領」（『年報中世史研究』一八、一九九三）など。小泉義博「室町幕府奉行人奉書の宛所」（『日本史研究』一六六、一九七六）。鳥居和之「応仁・文明の乱後の室町幕府」（『史学雑誌』九六―二、一九八七）。山田康弘『戦国期室町幕府と将軍』（吉川弘文館、二〇〇〇）など。

(15) 今岡典和・川岡勉・矢田俊文「戦国期研究の課題と展望」（『日本史研究』二七八、一九八五）、家永遵嗣「将軍権力と大名との関係を見る視点」（『歴史評論』五七二、一九九七）。

(16) 前掲註（2）古野著書。

(17) 「相国寺供養記」（『続群書類従』）。

(18) 前掲註（12）小川著書。

(19) 前掲註（12）小川著書。
(20) このような之貞の活動は、宝徳元年（一四四九）の丹波奥郡一揆への対応にも見出す事が出来る。『康富記』同年九月一三日条には「丹波奥郡土一揆蜂起（中略）、丹波守護代内藤弾正忍可令下向之由」とあって、丹波奥郡の一揆への対応として、内藤弾正（之貞）が急ぎ下向していることがわかる。
(21) 前掲註（2）古野著書。
(22) 『北野社家日記』延徳元年一一月二八日条。
(23) 『後法興院政家記』延徳元年一〇月一九日条。
(24) 前掲註（4）細見著書。
(25) 「荻野文書」（『兵庫県史』史料編中世六）一。史料年号には「文応元年」とあるが、正元から文応への改元は四月一三日であるので、『兵庫県史』の註に従い、「文永元年」とする。
(26) 「仁和寺文書拾遺」。
(27) （『太平記』）。
(28) 「遠山家文書」。
(29) 「土佐文書」。
(30) 「東家文書」。
(31) 「安国寺文書」五一（『綾部市史』）。
(32) 今谷明「延徳の丹波国一揆」（『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五）。
(33) 『北野社家日記』延徳元年九月一六日条。
(34) 『北野社家日記』延徳元年九月一七日条。
(35) 『北野社家日記』延徳元年一〇月二二日条。
(36) 『北野社家日記』延徳元年一二月九日条。この文書の宛先となっている船井荘十半□頭中がどのような組織で、なぜ守護代上原元秀がこの文書を宛てたのかは不明。
(37) 「宝鏡寺文書」（『兵庫県史』史料編中世8）。
(38) 『政覚大僧正記』延徳元年一二月一五日条。
(39) 『大乗院寺社雑事記』延徳元年一二月一六日条。
(40) 『北野社家日記』延徳元年一二月五日条。
(41) 『北野社家日記』延徳元年一二月七日条。
(42) 『北野社家日記』延徳二年五月一四日条。
(43) 『北野社家日記』延徳二年六月二八日条。
(44) 『蔭涼軒日録』延徳二年七月三日条。
(45) 細見末雄「荻野氏と荻野朝忠」（『丹波史を探る』（神戸新聞総合出版センター、一九八八）。
(46) 『蔭涼軒日録』延徳二年八月二五日条。
(47) 『蔭涼軒日録』延徳四年三月一四日条。
(48) 『北野社家日記』延徳四年五月二八日条。
(49) 『北野社家日記』明応元年九月五日条。
(50) 『北野社家日記』明応二年三月一六日条。
(51) 湯山学『波多野氏と波多野庄―興亡の歴史をたどる―』（秦野郷土文化会、一九九六）、前掲註（5）八上城研究会編『戦国・織豊期城郭論』（和泉書院、二〇〇〇）。
(52) 『北野社家日記』永正五年七月六日条所収文書。
(53) 『多田院文書』二。
(54) 『摂津採銅所文書』。
(55) 『幻雲文集』。
(56) 『土佐家文書』。
(57) 『土佐家文書』。
(58) 『醍醐寺文書』。
(59) 『大徳寺文書』。
(60) 前掲註（5）八上城研究会編『戦国・織豊期城郭論』（和泉書院、二〇〇〇）。
(61) 古野貢「細川氏内衆庄氏の展開と地域支配」（『年報中世史研究』二七、二〇〇二）。
(62) 古野貢「中世後期における地域支配権力の転回―細川氏分国備中国を素

材に―」（『吉備地方文化研究』一七、二〇〇七）。

(63)『幻雲文集』。

(64)『瓦林政頼記』永正五年の項。

(65)「波々伯部文書」（『兵庫県史』史料編中世三）一。

(66)『東寺百合文書』。

(67)「波々伯部文書」（『兵庫県史』史料編中世三）二。

(68)『実隆公記』永正五年一〇月二七日条。

(69)「波多野家文書」（『兵庫県史』史料編中世九）。

(70)「波多野家文書」（『兵庫県史』史料編中世九）。

(71)「離宮八幡宮文書」。

(72)『言継卿記』大永七年二月三日・一二日・一四日・一六日条。

(73)「離宮八幡宮文書」。

(74)『蜷川家文書』。

(75)『蜷川家文書』。

(76)細見末雄「波多野氏の系譜と興亡」（『丹波史を探る』神戸新聞総合出版センター、一九八八）。

(77)『細見家文書』。

(78)『言継卿記』天文一三年六月二三日条。

(79)「天文日記」天文九年一二月一五日条（『真宗史料集成』）。

(80)いずれも「細川両家記」（『続群書類従』）。

(81)『興福院文書』（東大影写本）。

(82)『興福院文書』（東大影写本）。

(83)『広隆寺文書』（東大影写本）。

(84)『御湯殿上日記』天文一七年八月四日条。

(85)前掲註（5）八上城研究会編『戦国・織豊期城郭論』（和泉書院、二〇〇〇）、前掲註（8）今谷明「室町・戦国期の丹波守護と土豪」（『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局、一九八六）。

【追記】本稿は、第一一回市大日本史学会において、「細川氏権力と内衆―分国丹波を中心に―」と題して行った報告を大幅に改稿したものである。報告前後にご教示いただいた仁木宏・大村拓生・廣田浩治の各氏には厚くお礼申し上げる。

（都市文化研究センター研究員）